

副専攻免許状の取得方法 参考資料

副専攻免許状の取得にあたり，注意事項のある教科（免許種）をまとめています。
このページの裏面に，教科別問い合わせ先が記載されています。

	ページ
国語	1
英語	5
数学	9
理科	1 3
家庭科	1 5
技術	1 6
音楽	1 7
美術	1 8
保健体育	1 9
特別支援	2 0
幼稚園	2 3
社会・地理歴史・公民	2 4

各免許種に係る問い合わせ先は以下のとおりです。

国語	岡田 祥平	okadash@ed.niigata-u.ac.jp
社会・地理歴史・公民	釜本 健司	kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp
英語	2年次担当 山田 陽子	yamada@ed.niigata-u.ac.jp
	3年次担当 辻 照彦	tsuji@ed.niigata-u.ac.jp
	4年次担当 Carmen Hannah	cmhannah@ed.niigata-u.ac.jp
数学	伏木 忠義	fushiki@ed.niigata-u.ac.jp
理科	工藤 起来	kudok@ed.niigata-u.ac.jp
家庭科	飯野 由香利	yiino@ed.niigata-u.ac.jp
技術科	鈴木 賢治	suzuki@ed.niigata-u.ac.jp
音楽	鈴木 賢太	kenta@ed.niigata-u.ac.jp
美術	丹治 嘉彦	yytanji@ed.niigata-u.ac.jp
保健体育	天野 達郎	amano@ed.niigata-u.ac.jp
特別支援	入山 満恵子	iriyama@ed.niigata-u.ac.jp
小学校・幼稚園	下保 敏和	kaho@ed.niigata-u.ac.jp
	釜本 健司	kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp ,

副専攻ガイダンス資料（国語科 平成 30 年度以前入学者用）

問合せ先： 岡田 祥平（D910 研究室、okadash@ed.niigata-u.ac.jp）

1. 中学校（国語）一種・二種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

①中学校（国語）二種： 「教科に関する専門的事項」を 10 単位以上履修すること。

その際、下記の科目（4 科目 8 単位）を必ず履修する。

○国語学…「国語学概論Ⅰ」〔2 単位〕または「国語学概論Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○国文学…「国文学概論Ⅰ」〔2 単位〕または「国文学概論Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○漢文学…「漢文学講義Ⅰ」〔2 単位〕または「漢文学講義Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○書道…「書道講義及び実習Ⅰ」〔2 単位〕または「書道講義及び実習Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

※上記 4 科目 8 単位に加え、さらに 2 単位以上履修する。その際には、必修で履修した科目以外の科目を履修すること。たとえば、「国語学概論Ⅰ」を履修した場合、「国語学概論Ⅱ」をこれに当てることができる。

②中学校（国語）一種： 「教科に関する専門的事項」を 20 単位以上履修する必要がある。

・①に提示した中学校（国語）二種の必修 4 科目 8 単位は、必ず履修すること。

・「教科に関する専門的事項」について、必修で履修した科目（4 科目 8 単位）以外にさらに 12 単位以上履修すること。

2. 高等学校（国語）一種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

※基本は、中学校（国語）一種と同じ。「教科に関する専門的事項」を 20 単位以上履修する必要がある。

※ただし、高等学校（国語）一種の科目に、「書道（書写を中心とする。）」の科目は含まれない。中学校一種・二種免許状取得のために「書道講義及び実習」を 2 単位（以上）履修した場合は、別科目（「書道講義及び実習」以外の科目）からさらに 2 単位（以上）分の履修が必要となる。

3. 中学校・高等学校（国語）免許状取得に必要な指導法（「各教科の指導法」）の単位

①中学校（国語）二種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰを履修する（必修）。

②中学校（国語）一種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰ～Ⅳの 4 科目すべてを履修する（必修）。「国語科

教育法(中等)Ⅰ・Ⅱを先に履修した上で、さらにⅢ・Ⅳを履修する。Ⅰ～Ⅳの履修順に問題がある場合は、担当教員・足立幸子先生(D908 研究室、adachi@ed.niigata-u.ac.jp)に相談すること。

- ③高等学校(国語)一種： 「国語科教育法(中等)Ⅰ～Ⅳのうち、いずれか2科目4単位を履修する。
※なお、「国語科教育法(中等)Ⅰ～Ⅳには教育学部向けと他学部向けがあるが、履修するのは教育学部向けの方でなければならない。

4. 教育実習について

- ①小教主免の場合： 4年次の9月(もしくは3年次の2月)に中学校(国語)の教育実習に参加する必要がある。
- ②中教主免の場合： 3年次に自分の専攻する教科(社会、英語など)で教育実習に参加するのみで良い。
- ③特別支援教育専修の学生の場合： 小教主免であれば、4年次の9月(もしくは3年次の2月)に中学校(国語)の教育実習に参加する必要がある。
- ④中学校で国語(その他、中学校教科)の中等教育実習を行った場合は、高等学校で実習を行う必要はない。

以上

副専攻ガイダンス資料（国語科 平成 31 年度(令和元年度)以降入学者用）

問合せ先： 岡田 祥平（D910 研究室、okadash@ed.niigata-u.ac.jp）

0. お詫び

昨年度の作成した資料では、「令和元・2 年度入学者用」の資料と「令和 3 年度入学者用」の資料とわけていたが、正しくは令和元・2 年度の入学者と令和 3 年度（以降）の入学者との間に、扱いの差はありません。

なお、昨年度の「令和 3 年度入学者用」の資料では、「国語教育基礎演習」は「教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目」と記載していましたが、それは誤りでした。この点、昨年度の資料で不正確な情報を記載してしまったこと、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

ただ、昨年度の資料に記載した通り、「国語教育基礎演習」は国語教育専修の学生を対象とした授業であり、副専攻で中学校・高等学校（国語）免許状の取得を目指す方には直接的には関係ありません。

1. 中学校（国語）一種・二種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

①中学校（国語）二種： 「教科に関する専門的事項」を 10 単位以上履修すること。

その際、下記の科目（4 科目 8 単位）を必ず履修する。

○国語学…「国語学概論Ⅰ」〔2 単位〕または「国語学概論Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○国文学…「国文学概論Ⅰ」〔2 単位〕または「国文学概論Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○漢文学…「漢文学講義Ⅰ」〔2 単位〕または「漢文学講義Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

○書道…「書道講義及び実習Ⅰ」〔2 単位〕または「書道講義及び実習Ⅱ」〔2 単位〕より 2 単位必修。

※上記 4 科目 8 単位に加え、さらに 2 単位以上履修する。その際には、必修で履修した科目以外の科目を履修すること。たとえば、「国語学概論Ⅰ」を履修した場合、「国語学概論Ⅱ」をこれに当てることができる。

②中学校（国語）一種： 「教科に関する専門的事項」を 20 単位以上履修する必要がある。

・①に提示した中学校（国語）二種の必修 4 科目 8 単位は、必ず履修すること。

・「教科に関する専門的事項」について、必修で履修した科目（4 科目 8 単位）以外にさらに 12 単位以上履修すること。

2. 高等学校（国語）一種免許状取得に必要な履修科目（「教科に関する専門的事項」）

※基本は、中学校（国語）一種と同じ。「教科に関する専門的事項」を20単位以上履修する必要がある。

※ただし、高等学校（国語）一種の科目に、「書道（書写を中心とする。）」の科目は含まれない。中学校一種・二種免許状取得のために「書道（書写を中心とする。）」の科目を2単位（以上）履修した場合は、「書道（書写を中心とする。）」以外の科目（「国語学」「国文学」「漢文学」の科目）からさらに2単位（以上）分の履修が必要となる。

3. 中学校・高等学校（国語）免許状取得に必要な指導法（「各教科の指導法」）の単位

- ①中学校（国語）二種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰを履修する（必修）。
- ②中学校（国語）一種： 「国語科教育法（中等）」Ⅰ～Ⅳの4科目すべてを履修する（必修）。「国語科教育法（中等）」Ⅰ・Ⅱを先に履修した上で、さらにⅢ・Ⅳを履修する。Ⅰ～Ⅳの履修順に問題がある場合は、担当教員・足立幸子先生（D908 研究室、adachi@ed.niigata-u.ac.jp）に相談すること。
- ③高等学校（国語）一種： 「国語科教育法（中等）」ⅡとⅢを履修する（必修）。

※なお、「国語科教育法(中等)」Ⅰ～Ⅳには教育学部向けと他学部向けがあるが、履修するのは教育学部向けの方でなければならない。

4. 教育実習について

- ①小教主免の場合： 4年次の9月（もしくは3年次の2月）に中学校（国語）の教育実習に参加する必要がある。
- ②中教主免の場合： 3年次に自分の専攻する教科（社会、英語など）で教育実習に参加するのみで良い。
- ③特別支援教育専修の学生の場合： 小教主免であれば、4年次の9月（もしくは3年次の2月）に中学校（国語）の教育実習に参加する必要がある。
- ④中学校で国語（その他、中学校教科）の中等教育実習を行った場合は、高等学校で実習を行う必要はない。

以上

英語

副専攻免許状は、一種免許状ではなく二種免許状の取得を目指すこと。

1. 英語教育専修担当教員

	教授	松澤伸二 (shinji.m@ed.niigata-u.ac.jp)
英語教育学	教授	加藤茂夫 (skato@ed.niigata-u.ac.jp)
	准教授	Carmen Hannah (cmhannah@ed.niigata-u.ac.jp) (4年次担当)

英語学	教授	本間伸輔 (homma@ed.niigata-u.ac.jp)
	准教授	山田陽子(yamada@ed.niigata-u.ac.jp) (2年次担当)

英米文学	教授	辻照彦 (tsuji@ed.niigata-u.ac.jp) (3年次担当)
	准教授	岡村仁一 (jokamura@ed.niigata-u.ac.jp)

(研究室は全てD棟7階)

科目の履修などについて質問や相談がある場合は、自分の学年の担当教員に連絡をとること。

2. 中学校二種免許状（英語）取得のための履修方法

2.1 教科の指導法の科目

入学年度により免許法およびカリキュラムが異なるので、以下の区別に注意すること。

【平成 29 年度以前入学者用】（「教職に関する科目」の「各教科の指導法」）

授業科目名	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語科教育法 I	松澤伸二	▲火 1	2年次

【平成 30 年度入学者用】（「教職に関する科目」の「各教科の指導法」）

授業科目名	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語科教育法（中等） I	松澤伸二	▲火 1	2年次

【平成 31 年度以降入学者用】（「教科および教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」）

授業科目名	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語科教育法（中等） I	松澤伸二	▲火 1	2年次

注意事項（各入学年度共通）

- (1) 履修年次については、それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。
- (2) 他学部向けの同名のコマは履修できない。

2.2 教科に関する科目（平成 30 年度以前入学者）、教科に関する専門的事項（平成 31 年度以降入学者）

入学年度により免許法およびカリキュラムが異なるので、以下の区別に注意すること。

【平成 29 年度以前入学者用】（教科に関する科目）

授業科目名	免許法上の科目区分	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語教育と英文法 I	英語学	本間伸輔	▲木 3	2 年次
英語教育と言語学 I	英語学	本間伸輔	▲水 3	2 年次
英語教育と英文学 I	英米文学	辻照彦	▼火 5	2 年次
英語教育と米文学 I	英米文学	岡村仁一	▲木 2	2 年次
英語教育リスニング演習 I	英語コミュニケーション	山田陽子	▲水 4	2 年次
英語教育スピーキング演習 I	英語コミュニケーション	C・ハンナ	▲火 2	2 年次
英語教育ライティング演習 I	英語コミュニケーション	本間伸輔	▲木 1	2 年次
英語教育と異文化理解	異文化理解	加藤茂夫	▲金 2	3 年次

注意事項

- (1) 上の科目のうち、計 13 単位以上を履修すること。
- (2) ただし、「免許法上の科目区分」の 4 種類の科目区分（英語学、英米文学、英語コミュニケーション、異文化理解）のそれぞれにつき、1 単位以上を必ず含むように履修しなければならない。
- (3) 履修年次については、それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。

【平成 30 年度入学者用】（教科に関する科目）

授業科目名	免許法上の科目区分	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語学概説	英語学	本間伸輔	▲水 3	2 年次
英語文学概説	英米文学	岡村仁一	▼月 3	2 年次
英語教育リスニング演習 I	英語コミュニケーション	山田陽子	▲水 4	2 年次
英語教育リーディング演習 I	英語コミュニケーション	岡村仁一	▲木 3	3 年次
英語教育スピーキング演習 I	英語コミュニケーション	C・ハンナ	▲火 2	2 年次
英語教育ライティング演習 I	英語コミュニケーション	本間伸輔	▲木 1	2 年次
異文化理解概説	異文化理解	加藤茂夫	▲金 2	3 年次

注意事項

- (1) 上の科目のうち、計 10 単位以上を履修すること。

- (2) ただし、「免許法上の科目区分」の4種類の科目区分（英語学，英米文学，英語コミュニケーション，異文化理解）のそれぞれにつき，1単位以上を必ず含むように履修しなければならない。
- (3) 履修年次については，それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。

【平成31年度以降入学者用】（「教科および教科の指導法に関する科目」の「教科に関する専門的事項」）

授業科目名	免許法上の科目区分	担当教員	学期・曜日・時限	履修年次
英語学概説	英語学	本間伸輔	▲水3	2年次
英語文学概説	英語文学	岡村仁一	▼月3	2年次
英語教育リスニング演習Ⅰ	英語コミュニケーション	山田陽子	▲水4	2年次
英語教育リーディング演習Ⅰ （平成31年度入学者）	英語コミュニケーション	岡村仁一	▲木3	3年次
英語教育リーディング演習Ⅰ （令和2年度以降入学者）	英語コミュニケーション	辻照彦	▲火3	2年次
英語教育スピーキング演習Ⅰ	英語コミュニケーション	C・ハンナ	▲火2	2年次
英語教育ライティング演習Ⅰ	英語コミュニケーション	本間伸輔	▲木1	2年次
異文化理解概説	異文化理解	加藤茂夫	▲金2	3年次

- (1) 上の科目のうち，計10単位以上を履修すること。
- (2) ただし、「免許法上の科目区分」の4種類の科目区分（英語学，英語文学，英語コミュニケーション，異文化理解）のそれぞれにつき，1単位以上を必ず含むように履修しなければならない。
- (3) 履修年次については，それぞれの科目に指定の年次あるいはそれ以降の年次に履修する。

3. 教育実習の履修について

中等教育実習（英語科）を履修する場合は，教育実習の履修申請をする時点において，定められた科目を履修済みまたは履修中であることに加えて，実用英語技能検定試験（英検）の2級以上に合格していることが必要である。

4. 英語の学習について

- (1) 上の表以外に，Gコード科目の「中級コミュニケーション英語」，「中級EAP」，「上級コミュニケーション英語」，「上級EAP」などの選択科目を積極的に受講し，英語運用力を高めるよう努めること。それぞれの科目の内容については，Gコード科目の『履修ガイド』，*Let's Learn College English*，およびシラバスで確認すること。
- (2) 大学での学習の他に，自ら自宅学習なども行い，高度な英語の力をつけることを強く希望する。
- (3) 卒業時までには実用英語技能検定試験（英検）準1級以上を取得することを強く希望する。

5. 履修上の注意

小学校主免の学生が副専攻免許状として中学校教諭免許状（二種，英語）を取得する場合，「初等英語科教育法」「初等外国語活動指導法」「英語科教育法（初等）」「小学校英語」は中学校・高等学校教諭免許状の「教職に関する科目」，「教科に関する科目」，「教科および教科の指導法に関する科目」に含めることはできない。

4月15日（金）までに，自分の学年の担当教員にメールで以下のことを知らせること。

①令和3年度までに単位取得した英語教育専修の科目

②令和4年度に履修予定の英語教育専修の科目

数学 副専攻ガイダンス資料(2018 年度以前の入学生向け)

履修に関する注意

1. 必要な単位：学生要覧(H27 p. 85, H28 p. 85, H29 記述なし, H30 記述なし)

	中学校一種	中学校二種	高校一種
教科に関する科目	20	10	20
教職に関する科目	31	21	23
教科又は教職に関する科目	8	4	16
合計	59	35	59

2. 「教職に関する科目」：学生要覧(H27 p. 83, H28 p. 83, H29 p. 63, H30 p. 67)

2.1 中等教育実習について

・教科教育コース（小学校主免）、学校教育学専修、教育心理学専修等の「中等教育実習」が必修となっていないコース・専修では「中等教育実習」2単位が必要。他教科の教科教育コース（中学校主免）の場合は「中等教育実習」をさらに履修する必要なし。

2.2 教科の指導法について

☆入学年度によって必修科目が違うので注意が必要！

H28 年度以前の入学者の場合、

- 中学校 1 種 8 単位 数学科教育法 I～IV すべて
- 高 校 1 種 4 単位以上 数学科教育法Ⅲを含んで 4 単位以上
- 中学校 2 種 2 単位以上 数学科教育法Ⅲを含んで 2 単位以上

H29 年度以降の入学者の場合、

- 中学校 1 種 8 単位 数学科教育法 I～IV すべて
- 高 校 1 種 4 単位以上 数学科教育法 Iを含んで 4 単位以上
- 中学校 2 種 2 単位以上 数学科教育法 Iを含んで 2 単位以上

3. 「教科に関する科目」：学生要覧(H27 p. 69, H28 p. 69, H29 p. 55, H30 p. 56)

☆入学年度によって必修科目が違うので注意が必要！

H29 年度以前の入学者の場合、

- 必修科目は次の 5 科目 10 単位

代数系の基礎 I, 線形代数学 I, 微分積分学 I, 統計学 I, 情報数学 I

H30 年度以降の入学者の場合、

- 必修科目は次の 5 科目 10 単位

代数系の基礎 I, 幾何学序説, 微分積分学 I, 統計学 I, 情報数学 I

注意：H30 年度以降の入学者の場合、線形代数学 I ではなく幾何学序説が必修になるが線形代数学 I の単位取得を推奨。

3. 「教科又は教職に関する科目」

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の単位数が上表の教員免許を得るのに必要な合計単位数に満たない場合は、「教科に関する科目」か「教職に関する科目」、または大学が「教科又は教職に関する科目」と指定している科目の単位を取る必要がある(講義題目表でどの科目が免許法上のどの区分なのかを確認できる)。

免許に必要な単位がそろっているか心配な場合は早めに学務課学務係に相談すること！

数学 副専攻ガイダンス資料(2019 年度以降の入学生向け)

履修に関する注意

教科及び教職に関する科目の単位の修得方法：学生要覧(2019 年度版：p.131, 133, 61, 令和 2 年度版：p. 132, 134, 61, 令和 3 年度版：p. 134, 136, 63)

	中学校一種	中学校二種	高校一種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	12	24
教育の基礎的理解に関する科目	10	6	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	6	8
教育実践に関する科目（教育実習）	5	5	3
教育実践に関する科目（教職実践演習）	2	2	2
大学が独自に設定する科目	4	4	12
合計	59	35	59

1. 中等教育実習の履修について

・令和 2 年度以前の入学生で「中等教育実習 I」が必修となっていない場合は、「中等教育実習」2 単位が必要。他教科の教科教育コース（中学校主免）の場合は「中等教育実習」をさらに履修する必要なし。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修について

・上表のように「教科及び教科の指導法に関する科目」について中学校一種では 28 単位，中学校二種では 12 単位，高校一種では 24 単位の取得が必要となるが，以下のよう
に必修科目が存在する：学生要覧(2019：p. 53, R2：p. 53)

2.1 「教科の指導法」の履修について

- 中学校一種 8 単位 数学科教育法 I～IV すべて
- 高校一種 4 単位以上 数学科教育法 I を含んで 4 単位以上
- 中学校二種 2 単位以上 数学科教育法 I を含んで 2 単位以上

2.2 「教科に関する専門的事項」の履修について

- 必修科目は次の 5 科目 10 単位

代数系の基礎 I	幾何学序説	微分積分学 I	統計学 I	情報数学 I
----------	-------	---------	-------	--------

(注意) 高校一種を取得する場合は、さらに「大学が独自に設定する科目」の単位の取得が必要になる場合がある。

< 2022 年度 理科教育専修 副免履修ガイダンス >

副免許状の取得方法 (学生要覧 2021 年度で説明する)

1. 小学校主免で, 中学校理科 1 種免および高校理科 1 種免を取得したい場合 :

→学生要覧 (2021 年度版で) p.56 : 中学校および高校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法 ; p.127 : 別表第 1 ; さらに p.134 : 教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照せよ。

* 専門教育科目の 20 単位 : 物化生地 4 つの講義 (2 単位×4=8 単位) と物化生地 4 つの実験 (2 単位×4=8 単位), その他に理科の専門教育科目 4 単位が必要。さらに中等教育実習 2 週間 (2 単位=教職単位に含まれる) 必要。

→講義 8 単位+実験 8 単位+他の理科専門科目 4 単位=20 単位

* 教職も含めると理科の免許状要件は以下のとおり。

[中 1 種 : 教職 31 (うち理科教育法 8) + 教科 20 + 教科又は教職 8 = 59 単位]

[中 2 種 : 教職 21 (うち理科教育法 2) + 教科 10 + 教科又は教職 4 = 35 単位]

[高 1 種 : 教職 23 (うち理科教育法 4) + 教科 20 + 教科又は教職 16 = 59 単位]

2. 小学校主免で, 中学校理科 2 種免を取得したい場合 :

→学生要覧 (2021 年度版で) p.56 : 中学校および高校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法 ; p.127 : 別表第 1 ; さらに p.134 : 教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照せよ。

* 専門教育科目の 10 単位 : 物化生地 4 つの講義 (2 単位×4=8 単位) と物化生地 4 つの実験 (2 単位×4=8 単位)。オーバーして計 16 単位とることになる。さらに中等教育実習 2 週間 (2 単位) が必要。

3. 他教科の中学校主免で, 中理科 1 種免, 2 種免, 高 1 種免のいずれかを取得したい場合 :

→学生要覧 (2021 年度版で) p.56 : 中学校および高校教諭免許を取得する場合の「教科及び教科の指導法に関する科目」の履修方法 ; p.127 : 別表第 1 ; さらに p.134 : 教科及び教職に関する科目の最低取得単位数を参照せよ。他教科の中学校主免であれば理科での中等教育実習は不要。

理科の免許状要件は以下のとおり。

[中 1 種 : 教職 31 (うち理科教育法 8) + 教科 20 + 教科又は教職 8 = 59 単位]

[中 2 種 : 教職 21 (うち理科教育法 2) + 教科 10 + 教科又は教職 4 = 35 単位]

[高 1 種 : 教職 23 (うち理科教育法 4) + 教科 20 + 教科又は教職 16 = 59 単位]

他教科の中学校主免から理科の副免許を取得する場合, 教育職員免許法施行規則抄

第 1 章第 4 条 (学生要覧 p.134) に規定されるように, 中学校理科 1 種では, 4 つの講義と 4 つの実験のそれぞれを 1 単位以

上計 20 単位, 中学校理科 2 種では, 4 つの講義と 4 つの実験のそれぞれを 1 単位以上計 10 単位を修得

することが義務づけられている。ここで、注意を要するのは、理科の講義および実験はすべて 2 単位科目であること。したがって、実際の履修は以下のとおりとなる。他教科の中学校主免であれば理科での中等教育実習は不要。

中学校理科 1 種：20 単位必須、内訳は

(物・化・生・地の講義：2 単位×4=8 単位)

(物・化・生・地の実験：2 単位×4=8 単位)

(加えて、他の理科専門科目 4 単位)

中学校理科 2 種：16 単位必須、内訳は

(物・化・生・地の講義：2 単位×4=8 単位)

(物・化・生・地の実験：2 単位×4=8 単位)

高 1 種では、以下を含む理科専門科目の 20 単位となる。

(物・化・生・地の講義 2 単位×4=8 単位)

(物・化・生・地のいずれか一つ実験：2 単位)

★ 理科の副免許状取得に関して、次の実験科目に関することが最も重要である。

(1) 2 年次に実験 2 科目以上を履修すること。3 年次以上は対象外。中途半端は許可しない。

(2) 実験はすべて 2 コマ以上連続 (90 分×2=180 分以上)。

(授業科目時間表では各実験は 3,4 限 (基礎化学実験は 3~5 限) となっているが、実際はそれぞれ延長となる場合が多いので、実験の日の 5 限以降に他の講義等を入れないこと)

(3) 2 年次に 2 コマ以上を履修する理由は、3 年次以降の他教科の主免に影響を与えないため。

3 年次以降は各自の主免に集中してもらうため。

(4) 実験スペースと経費 (理科で出しています) のため、仮に受け入れても数名が限度。

(5) 副免許 (中理) の基礎〇〇実験 (2 年次) の履修実績は、過去 10 年間 1 名。

(6) 他学部は基本的に許可しない。課程認定を受けている自学部で受講すること。

(7) 理科以外の学生は、実験担当教員および指導教員 (主免教科) の承認を受けること。

令和4年度 副専攻免許状取得・ガイダンス資料（家庭科）

学生要覧参照箇所

学年	「学生要覧」	副専攻免許状の取得方法	教科に関する科目の履修方法	家庭科教育法(中等) I, II, III, IV		教科専門単位	
				中2	中1 高1	中2	中1 高1
2年	令和3年度	学務課から配布の資料を参照のこと		2単位 (II)	中1 8単位 (I~IV) 高1 4単位 (II+III)	10 単位 以上	20 単位 以上
3年	令和2年度						
4年	2019年度						

家庭科専門科目については、中学校2種では10単位以上、中学校1種と高等学校1種では20単位以上となっています。しかし、科目の指定があるため、中学校2種でも20単位近くが必要になります。

中学校1種および高等学校1種の必修科目は、家庭経営学Ⅰ、被服学Ⅰ、被服学実験実習Ⅰ、食物学Ⅰ、食物学実験実習Ⅰ、住居学Ⅰ、保育学です。
高等学校1種には、そのほかに家庭看護学、家庭電気・機械・情報（家庭電気・機械）、生活情報処理（情報処理演習）が必修科目です。

中学校2種の必修科目は、家庭経営学Ⅰ、被服学Ⅰ、被服学実験実習Ⅰ、食物学Ⅰ、食物学実験実習Ⅰ、住居学Ⅰ、保育学です。

- ・履修にあたっては、学生要覧の各免許科目に充てている授業科目を参考にしてください。
- ・各自の入学年度の講義題目表の「免許法科目」を確認し、不足科目のないよう履修計画を立ててください。

注意事項

- * 被服学実験実習Ⅰ（▲水3・4限）の履修は、対面型で行います。
- * 食物学実験実習Ⅰ（▲金3・4限）はオンライン開講で、調理実習室での実習は行わず、自宅にて各自での実習となります。
- * 家庭経営学Ⅰは本年度休講（隔年開講）、家庭経営学Ⅱは（▲金1限オンライン、隔年開講）です。
- * 保育学は集中講義（本年度開講、隔年）となります。受講希望者は杉村先生（persica@ed.niigata-u.ac.jp）まで連絡のこと。
- * 家庭看護学は本年度休講（隔年開講）です。
- * 高校の免許を希望する場合、
 - ・R3年度入学生の科目名は、「家庭電気・機械・情報」と「生活情報処理」になります。▼火4、5限の2科目を同時に受講してください。
 - ・R2年度および2019年度入学生の科目名は「家庭電気・機械」と「情報処理演習」です。▼火4、5限の2科目を同時に受講してください。

家庭科ガイダンス担当
飯野
yiino@ed.niigata-u.ac.jp

中学校技術 副免履修の注意点

技術科には 6 領域あり，すべてに実習が含まれているので，多くの時間を技術科の授業を履修することに費やす必要があります。しっかりと履修計画を立てて，臨んで下さい。

基本的な知識もなく，実習を履修しても効果がありません。そのため，木材加工，金属加工，機械，電気，栽培領域の実習を履修する要件として，原則としてその領域の講義科目を履修済みであることとします。

詳細は，担当の教員に問い合せて下さい。

実習室の定員により，副免取得のための学生の履修を断わることがあります。

副専攻免許状(音楽)の取得方法について

音楽の副専攻免許状を取得する場合、教科専門の授業を中学校 1 種・2 種 とともに 20 単位必要になります。

必ず最初に聴講する授業としては、音楽実践 IA(声楽・(合唱を含む))・音楽実践 IIA(ピアノ・器楽(伴奏法を含む。))・音楽表現 I(ソルフェージュ)があります。

音楽実践 IA や音楽実践 IIA の授業を聴講するためには、事前に声楽とピアノの試験を受けなければなりません。

希望者がいた場合、試験日を設定します。声楽とピアノの試験を受けて合格すると授業を聴講することが可能になります。

音楽実践 IA・音楽実践 IIA や音楽表現 I の授業を聴講した後、順次理論系の授業等を受けることとなります。

以上のように、音楽の副専攻免許状の取得を希望する場合、取得すべき単位数が多く、現時点で音楽の知識や実技の能力を有していないと難しいこととなります。そのことをよく踏まえて希望して頂けると幸いです。

美術科 副免履修の留意点

令和元年，2年，3年度入学生の場合

教科の指導法に関しては，

- ・ 中学校 2 種：美術科教育法 I(必修)合計 2 単位
- ・ 中学校 1 種：美術科教育法 I～IV(必修)合計 8 単位
- ・ 高校 1 種：美術科教育法 I, IVか II, IIIの組み合わせで合計 4 単位が必要です。

令和4年度入学生の場合

教科の指導法に関しては，

- ・ 中学校 2 種：美術科教育法 I, IIから合計 2 単位
- ・ 中学校 1 種：美術科教育法 I～IVの合計 8 単位
- ・ 高校 1 種：美術科教育法 I～IVから合計 4 単位（但し必ず I または II を含むこと）
が必要です。

全入学年度

教科に関する専門的事項の科目に関しては，

絵画（映像メディア表現を含む），彫刻，デザイン（映像メディア表現を含む），工芸，美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む）の科目をすべて取り

- ・ 中学校 2 種：合計 10 単位
- ・ 中学校 1 種：合計 20 単位
- ・ 高校 1 種：合計 20 単位

が必要です。

各免許種に係る問い合わせ先は以下のとおりです。
美術 丹治 嘉彦 <yytanji@ed.niigata-u.ac.jp>

副専攻（保健体育）ガイダンスについて

副専攻で保健体育を希望する学生は、学生要覧および学部 HP からダウンロードできる「副専攻免許状の取得方法」を確認し、不足がないよう履修してください。副免希望者は天野（amano@ed.niigata-u.ac.jp）まで連絡してください。以下のカッコ内は各入学年度の学生要覧の該当頁を示しています。

1. 各教科の指導法に関する科目の履修（R1;57 頁、R2;57 頁、R3;59 頁）

- 中学校一種は、保健体育科教育法 I～IV（4 科目 8 単位）
- 中学校二種は、保健体育科教育法 I（1 科目 2 単位）
- 高等学校一種は、保健体育科教育法 I、II
※可能な限り I から IV へ順番通りに履修すること。

2. 教科に関する科目の履修（R1;57 頁、R2;57 頁、R3;59 頁）

- 中学校二種は中高一種と同じ 20 単位以上を取得すること

特別支援学校教員免許取得について（令和4年・2022年度版）

特別支援教育とは

近年、教育現場で注目されている領域です。以前から、比較的障害の重い子どもたちの教育支援の制度の整備、取組みはありましたが、最近では通常の学級にも何かしら個別的な支援が必要な子どもたちが少なくないことがわかっています（文部科学省調べ、2012）。したがって、この領域の課程を修めた学生には、自身の専門領域だけでなく特別支援教育に関する知識・技能を習得し、幅広く活躍することが期待されます。詳しくは配布された「主専攻プログラム」をご覧ください。

《履修に関する基本事項》

1. 学生要覧参照

2019年度(R1)版：一種免許の履修法 40頁・47頁, 教育職員免許法施行規則抄第7条 124頁
2020年度(R2)版：一種免許の履修法 40頁・47頁, 教育職員免許法施行規則抄第7条 125頁
2021年度(R3)版：一種免許の履修法 41頁・49頁, 教育職員免許法施行規則抄第7条 137頁
2022年度(R4)版：一種免許の履修法 41頁・49頁, 教育職員免許法施行規則抄第7条 138頁

2. 履修できない授業科目があるので注意すること。

3. 2年次から聴講できる授業もある。

4. 学校教育課程以外の学生は特別支援学校教員免許状の取得はできない。

5. 特別支援学校1種免許の取得はかなり大変である。2種免許でも仕事上支障はない。

6. 教育実習については、必ず事前指導を受け、教育実習後に事後指導を受けることになる。これらの日程については必ず各自で確認すること。

☆なお、実習をうけるためには「特別支援教育の本質と目標」「知的障害心理学」を履修済み、もしくは履修中でなければならない。

《単位の取得の仕方》

二種免許については、21単位が最低修得単位数になる。二種免許状であっても一種免許状で必修となっている授業科目を中心に取得する。

第1欄 「特別支援教育の基礎理論に関する科目」の授業科目「特別支援教育の本質と目標」（2単位）は必修

第2欄 「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目」の授業科目のうち「中心とする領域」が「知的障害者」から2単位，「肢体不自由者」から2単位，「病弱者」から2単位の計6単位を取得すること。

「心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の授業科目のうち「中心とする領域」が「知的障害」から2単位，「肢体不自由から2単位，「病弱者」から2単位の計6単位を取得すること。

第3欄 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」の授業科目のうち「含む領域」がすべての障害種に対応している「特別支援教育総論」（2単位）を受講し，「重複障害の心理指導論」（2単位）の計4単位を取得すること。

第4欄 「心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習」の授業科目「特別支援教育実習」（3単位）は必修

【開講予定表】

免許法施行規則に定める 科目区分等		授 業 科 目	年 度			
			R4	R5	R6	R7
第1欄:特別支援教育の基礎理論 に関する科目		特別支援教育の本質と目標	◎			
第2 欄:特 別支 援 教 育 領 域 に 関 する 科 目 こ こ か ら 12 単 位	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の心 理、生理及び病理に関 する科目 〔「中心となる領域」 の「知的障害」か ら2単位、「肢体 不自由」から2単 位、「病弱者」から 2単位の計6単位〕	知的障害心理学	◎	×	◎	×
		障害児生理学	○			
		発達障害心理学	○	×	○	×
		肢体不自由教育総論隔年集中	×	◎	×	◎
		病弱児の心理・生理・病理	◎			
		障害児心理学演習	○			
		障害児病理学演習	○			
	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に関 する科目 〔「中心となる領域」 の「知的障害」か ら2単位、「肢体 不自由」から2単 位、「病弱者」から 2単位の計6単位〕	発達障害指導論	×	◎	×	◎
		肢体不自由指導論	◎			
		障害児指導学演習Ⅱ	○			
		障害児指導学演習Ⅲ	○			
		障害児指導学演習Ⅳ	○			
		障害児指導法演習	○			
		障害児保健学	◎			
第3 欄:免 許 状 に 定 め ら れ る こ と と な る 特 別 支 援 教 育 領 域 以 外 の 領 域 に 関 する 科 目 こ こ か ら 4 単 位	心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の心 理、生理及び病理に関 する科目	言語障害心理学	○			
心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に関 する科目	視覚障害教育論	○	×	○	×	
	聴覚障害教育論	×	○	×	○	
	聴覚障害言語指導	×	○	×	○	
心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の心 理、生理及び病理に関 する科目。 心身に障害のある幼 児、児童又は生徒の教 育課程及び指導法に関 する科目	特別支援教育総論 (障害児教育総論)	◎				
	重複障害の心理・指導論	◎				
第4欄:心身に障害のある幼児、 児童又は生徒についての教育実習		◎				

註:○はその年度開講、×はその年度開講しない
◎は必ず受講すること

第3欄

- ・「言語障害心理学」は必修科目ではありませんが、他の科目では取扱いの少ない「言語・コミュニケーション」領域を学びます。
- ・同じく、「視覚」「聴覚」に関する講義は隔年開講ではありますが、貴重な外部講師による集中講義のものがあり、専門領域の幅を広げるために可能な限り履修することをお勧めします。

幼稚園免許の履修上の注意

1. 「大学が独自に設定する科目」には、免許法上で必要とされている以上の単位数を履修すると組み込まれます。ただし、「保育内容の指導法」の授業科目は、「大学が独自に設定する科目」に含める時に注意が必要。

「小学校の指導法」の単位を借りてきて「保育内容の指導法」として利用しているため。本来の「保育内容の指導法」を取得すると、借りてきている「小学校の指導法」の単位数が減るため。該当する法令は以下の通り。

教育職員免許法施行規則

第六条

十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

「保育内容の指導法」は、小学校主免で2単位になっていますが、4単位履修すると「生活」を履修してもしなくても「領域及び保育内容の指導法に関する科目」が16単位となります。6単位（3科目）以上履修すると、「生活」や4科目以降の「保育内容の指導法」の科目を「大学が独自に設定する科目」として利用することができます。

2. 「大学が独自に設定する科目」は以下から履修すること。

教育実践体験研究 I(フレンドシップ) 2単位

教育実践体験研究 II(入門教育実習) 2単位

教育実践体験研究 III(学習支援ボランティア) 2単位

教育実践体験研究 IV(佐渡実習) 2単位

教職のための情報モラル 1単位

(生活 2単位) ※「保育内容の指導法」を6単位以上履修した場合のみ

専修専門科目で、以下の科目も該当します。ただし、所属専修以外の学生の履修が制限される場合があります。履修前に担当教員に確認を取るようして下さい。

教育哲学, 教育史, 教育社会学, 教育政策と法

教育心理学実験演習 I, II, 教育心理学総合演習 I, II, III, 教育心理学 A, 応用心理統計学, 発達心理学 A, 教科心理学, 認知心理学, 発達臨床心理学実践演習(心理学的支援法)

3. 入学年度ごとに規定が違うので、注意すること。

特に令和元年度と平成30年度では大きく違っています。

【学校教員養成課程社会科教育専修 副免指導】

1. 概要

中学校教諭一種（・二種）免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）・高等学校教諭一種免許状（公民）の取得をめざす場合、入学年度の『教育学部学生要覧』の規程により、下表に示す科目の単位を修得すること。

		中学校教諭 一種免許状		中学校教諭 二種免許状		高等学校教諭 一種免許状	
教科及び教科の指 導法に関する科目	教科の専門的事項	28		12		24	
	各教科の指導法		8 以上		2 以上		4 以上
教育の基礎的理解に関する科目		10		6		10	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		10		6		8	
教育実践 に関する科目	教育実習	5		5		3	
	教職実践演習	2		2		2	
大学が独自に設定する科目		4		4		12	

2. 中学校教諭免許状(社会)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科の専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。

「教科の専門的事項」は、「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む。）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の各区分の科目について、一般的包括的な内容を含んで修得する必要がある。「各教科の指導法」は、中学校教諭一種免許状（社会）の取得しようとする場合 8 単位以上、中学校教諭二種免許状（社会）の取得しようとする場合 2 単位以上を修得する必要がある。

本学部で中学校教諭免許状（社会）を取得しようとする場合、「教科及び教科の指導法の科目」について次の要件を充たすように単位を修得する必要がある。

- A) 中学校教諭一種免許状(社会)を取得しようとする場合、以下の①～⑦を含んで合計 28 単位以上
B) 中学校教諭二種免許状(社会)を取得しようとする場合、以下の①～⑥を含んで合計 22 単位以上

- ① 日本史、外国史 A、外国史 B、人文地理学、自然地理学、法律学 I の 6 科目 12 単位
② 地誌 A、地誌 B のうち 1 科目 2 単位以上
③ 法律学 II、政治学のうち 1 科目 2 単位以上
④ 社会学、経済学のうち 1 科目 2 単位以上
⑤ 哲学、倫理学のうち 1 科目 2 単位以上
⑥ 社会科教育法（中等）I（2 単位）
⑦ 社会科教育法（中等）II・III・IV の 3 科目 6 単位

(2) 教育の基礎的理解等に関する科目

(1) に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」（以下、「教育の基礎的理解等に関する科目」と総称する）は、「教育実習」を除いて主専攻となる免許状の取得しようとする際に修得した単位を使用できる。

「教育実習」の単位は、主専攻として取得しようとする免許状（主免）の種類によって異なる。

- A) 学校教育コース・教科教育コース小学校主免の学生＝中等教育実習 2 単位の修得が必要。
B) 教科教育コース中学校主免（他教科）の学生＝不要

(3) 大学が独自に設置する科目

概要の中にある表では、中学校教諭一種免許状・二種免許状を取得しようとする場合「大学が独自に設置する科目」4単位を修得する必要があるとされているが、この区分には、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解等に関する科目」の単位のうち、最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため、中学校教諭免許状（社会）のみの取得をめざす場合、この区分の単位を追加して修得する必要はない。

3. 高等学校教諭免許状(地理歴史)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科の専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。

「教科の専門的事項」は、「日本史」「外国史」「人文地理学・自然地理学」「地誌」の各区分の科目について、一般的包括的な内容を含んで修得する必要がある。

本学部で高等学校教諭一種免許状（地理歴史）を取得しようとする場合、「教科及び教科の指導法の科目」について、以下の①～③の科目を含んで24単位以上修得しなければならない。

- | |
|---|
| ① 日本史、外国史 A、外国史 B、人文地理学、自然地理学の 5 科目 10 単位
② 地誌 A、地誌 B のうち 1 科目 2 単位以上（両科目の単位を修得することが望ましい）
③ 地理歴史科教育法 I・II の 2 科目 4 単位 |
|---|

①～③に示した科目の単位を修得した上で不足する単位数については、選択科目を充当することとなる。本専修では、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の「教科及び教科の指導法の科目」における選択科目として以下に示す科目を開設している。今年度の開講科目については、講義題目表・時間割等を参照されたい。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本史特講 I・II・III・IV・ 外国史特講 I・II・III・IV・ 地理学特講 I・II・III・IV・ 社会認識形成史特講（社会・地理歴史）・ 歴史学研究法（外国史） I・II・ 外国史演習 I・II・III・IV・ 社会認識形成史演習 I・II（社会・地理歴史） |
|---|

(2) 教育の基礎的理解等に関する科目

(1) に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解等に関する科目」は、中学校教諭免許状の取得をめざす際に修得した単位を使用できる。

(3) 大学が独自に設置する科目

概要の中にある表では、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の取得をめざす場合「大学が独自に設置する科目」に 12 単位を修得する必要があるとされているが、この区分には、主免の取得をめざす際に修得した「教育の基礎的理解等に関する科目」の単位のうち最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため、本学部で高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の取得をめざす場合、この区分の単位として、6 単位を追加して修得すればよいことになる。

この 6 単位には、小学校教諭免許状（および中学校教諭免許状（各教科））を取得しようとする際に修得した「道徳教育論」(2 単位)、ならびに前述の「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目、を含むことができる。

その他のこの区分の科目としては、「教育実践体験研究 I・II・III・IV」（フレンドシップ実習、入門教育実習、学習支援ボランティア、佐渡実習）などがある。詳細は講義題目表を参照されたい。

4. 高等学校教諭免許状(公民)

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法の科目」は、「教科の専門的事項」と「各教科の指導法」からなる。「教科の専門的事項」は、「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の各区分の科目について、一般的包括的な内容を含んで修得しなくてはならない。

本学部で高等学校教諭一種免許状(公民)を取得しようとする場合、「教科及び教科の指導法の科目」について、以下の①～③の科目を含んで24単位以上修得しなければならない。

- ① 法律学Ⅰ, 法律学Ⅱ, 政治学, 社会学, 経済学の5科目 10単位
- ② 哲学, 倫理学のうち1科目 2単位以上(両科目の単位を修得することが望ましい)
- ③ 公民科教育法Ⅰ・Ⅱの2科目 4単位

①～③に示した科目の単位を修得した上で不足する単位数については、選択科目を充当することとなる。本専修では、高等学校教諭一種免許状(公民)の「教科及び教科の指導法の科目」における選択科目として、以下に示す科目を開設している。今年度の開講科目については、講義題目表・時間割等を参照されたい。

- ・ 法律学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 経済学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 哲学・倫理学特講Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ
- ・ 人文・社会科学方法論特講(社会・公民)
- ・ 人文・社会科学研究法Ⅰ(哲学・倫理学)
- ・ 人文・社会科学研究法Ⅱ(哲学)
- ・ 人文・社会科学方法論演習Ⅰ・Ⅱ(社会・公民)

(2) 教育の基礎的理解等に関する科目

(1)に挙げた科目以外の「教育の基礎的理解等に関する科目」は、中学校教諭免許状の取得をめざす際に修得した単位を使用できる。

(3) 大学が独自に設置する科目

概要の中にある表では、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の取得をめざす場合「大学が独自に設置する科目」12単位を修得する必要があるとされているが、この区分には、主免の取得をめざす際に修得した「教育の基礎的理解等に関する科目」の単位のうち最低修得要件単位数を超えて修得した科目の単位を充てることができる。そのため、本学部で高等学校教諭一種免許状(地理歴史)の取得をめざす場合、この区分の単位として、6単位を追加して修得すればよいことになる。

この6単位には、小学校教諭免許状(および中学校教諭免許状(各教科))を取得しようとする際に修得した「道徳教育論」(2単位)、ならびに前述の「教科及び教科の指導法に関する科目」の選択科目、を含むことができる。

その他のこの区分の科目としては、「教育実践体験研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(フレンドシップ実習, 入門教育実習, 学習支援ボランティア, 佐渡実習)などがある。詳細は講義題目表を参照されたい。

(平成30年度以前入学生の免許状取得については、教育学部学務係、および社会科教育専修のカリキュラム検討委員の釜本 kamamoto@ed.niigata-u.ac.jp までお問い合わせ下さい)